

<経営管理権集積計画の取消し>
別記様式第9号（計画を取り消す際の公告（第9条））

公 告

令和4年1月11日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法第9条の規定により公告する。

令和7年 11月 5日

牟岐町長 枅富 治

記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	備考
集 R3-9	海部郡牟岐町大字河内字奥谷 1928 番 1, 1930 番 5, 1930 番 7	22-ロ-1-5～7 22-ロ-3, 4, 1-2～4	山林	9.19	

2 経営管理権集積計画を取り消した理由

森林所有者から経営管理権集積計画の取り消しを希望する旨の申し出があった為

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

(記載要領)

- 1 森林の所在等の情報については、取り消した経営管理権集積計画の内容を記載すること。